

○飯島町商工業振興資金融資規則

平成17年 3月28日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、町内商工業者（以下、「商工業者」という。）がその事業に要する資金の適正、円滑な供給を確保するため、町が資金を町内金融機関に預託し、飯島町商工業振興資金（以下、「制度資金」という。）の融資あっせん等を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(資金の預託金融機関等)

第2条 前条に規定する町内金融機関は、八十二銀行飯島支店及びアルプス中央信用金庫飯島支店（以下、「融資機関」という。）とする。

2 融資機関は、資金に自己資金を加えて、商工業者に融資し、町の商工業振興に協力するものとする。

3 融資機関への預託金は、毎年度予算で定める額とし、預託期間は、預託の日から1年以内とし、預託金には金利を付さないものとする。

(制度資金の種類及び要件等)

第3条 制度資金の融資金額、融資の要件及び利子補給等は、別表に掲げるとおりとする。ただし融資利率等は町長と金融機関の協定により定める。

2 町長は、商工業振興のため緊急かつ特別に必要があると認めた場合には、別表に定める利子補給のほかに利子補給をすることができる。

(融資対象者)

第4条 制度資金の融資を受けることのできる者は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する事業を営む商工業者で、町内商工業の振興上、真に適切と認められる者とする。

(借入申込み方法)

第5条 制度資金のあっせんを受けようとする者（以下、「融資あっせん申込者」という。）は、飯島町商工業振興資金融資あっせん申込書（様式第1号）に、必要書類を添付して、町長へ提出しなければならない。

(融資を受ける者の要件)

第6条 制度資金の融資を受ける者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 制度資金の償還について十分な能力を有すること。
- (2) 制度資金の貸付けの目的である事業の完遂能力を有すること。

- (3) 町内で1年以上継続して事業を営んでいる者又は町内に1年以上継続して居住し、同一事業所に概ね5年以上勤務した後、適切な事業計画により新規開業しようとする者
- (4) 町税その他義務的納金を滞納していないこと。
- (5) 長野県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を受けることのできる者

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者は、融資のあっせん申し込みができない。

- (1) 許可等を要する業種について、これらを受けないで営業している者
- (2) 営業に関し公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている者
- (3) その他町長が適当でないと認める者
(利子補給を受ける者の要件)

第6条の2 利子補給を受ける者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 町税その他義務的納金を滞納していないこと。
- (2) 借入条件の変更があった場合に、町長が必要と認める書類を提出していること。
(信用保証)

第7条 本融資について町内金融機関は、保証協会の保証に付して融資するものとする。

2 保証協会に対する保証料は、町長が負担するものとする。
(融資の決定等)

第8条 町長は、融資のあっせんをすべきものと決定したときは、これを金融機関に対してあっせんし、保証協会及び融資あっせん申込者に対して貸付決定を通知するものとする。
(設備の完了届)

第9条 設備のための資金の融資を受けた者は、事業完了後、設備等完了届（様式第2号）を町長に提出しなければならない。
(実地検査等)

第10条 町長は、必要があると認めたときは、資金の融資を受けた者に対し関係書類の提出を求め、また、実地に検査することができる。
(繰上償還)

第11条 町長は、資金の融資を受けた者が、資金を融資目的以外に使用したとき又は融資条件に従わなかったときは資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

2 資金の融資を受けた者は、必要に応じ資金の全部又は一部を繰上償還することができる

る。

- 3 資金の融資を受けた者が融資対象の事業を廃止したとき又は町外へ転出した場合は、資金の全部を可及的速やかに繰上償還しなければならない。

(期中支援)

第12条 融資を受ける者が、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定中小企業者であつて、保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、保証協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、融資を受ける者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、保証期間が1年以内であるとき、又は平成30年4月1日以降に保証申込受付したものはこの限りでない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第3条関係）

資金の種類	融資限度額	資金用途	融資期間	償還方法	保証人	担保	利子補給率	添付書類	備考
運転資金	1,000万円以内	運転資金	60ヶ月以内 据置期間6ヶ月以内	月賦償還	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	必要に応じて徴収	0.7%	決算書 試算表 信用保証委託申込書	
設備資金	1,000万円以内 ただし移転のための資金は1,200万円以内	設備資金	84ヶ月以内 据置期間6ヶ月以内	月賦償還	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	必要に応じて徴収	0.7%	決算書 試算表 信用保証委託申込書 設計書及び図面 カタログ 見積書又は契約書 付近見取図	移転のための資金は都市計画用途指定地域及び農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条に規定する産業を導入すべき地区への移転とする。
経営安定資金	1,000万円以内	運転資金及び設備資金	84ヶ月以内 据置期間12ヶ月以内	月賦償還	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	必要に応じて徴収	1.1%	県の健全化支援資金の貸付要件を満たす書類 決算書 試算表 信用保証委託申込書 設備資金の場合は同資金の融資	県制度資金（健全化支援資金）の貸付要件を満たす者

								に必要な書類	
新規 開業 資金	1,000万 円以内	運転資 金及び 設備資 金	84ヶ月 以内 据置期 間6ヶ 月以内	月 賦 償 還	原則と して法 人代表 者以外 の連帯 保証人 は不要	必要 に応 じて 徴収	1.6 %	決算書 試算表 信用保証委託申 込書 事業計画書（1 年先） 設計書及び図面 カタログ 見積書又は契約 書 付近見取図	町内で新規に 開業する者
事業 承継 資金	1,000万 円以内	運転資 金及び 設備資 金	84ヶ月 以内 据置期 間6ヶ 月以内	月 賦 償 還	原則と して法 人代表 者以外 の連帯 保証人 は不要	必要 に応 じて 徴収	1.6 %	決算書 試算表 信用保証委託申 込書 事業承継したこ とが確認できる 書類 設計書及び図面 カタログ 見積書又は契約 書 付近見取図	町内で既存事 業を譲り受け、 事業承継を完了 した日から5年未 満の者
小口 事業 資金	800万円 以内	運転資 金及び 設備資 金	60ヶ月 以内	月 賦 償 還	原則と して法 人代表 者以外 の連帯 保証人 は不要	必要 に応 じて 徴収	0.8 %	運転資金の場合 は同資金の融資 に必要な書類 設備資金の場合 は同資金の融資 に必要な書類	

各資金に共通する事項

- 1 車両にあつては、車体に企業名又は屋号を一見して認識できるサイズで表示すること。